

特定非営利活動法人環境エネルギー技術研究所  
平成26年度 通常総会議事録

1 日 時 平成26年5月23日(金) 14:30~15:20

2 場 所 東北大学環境科学研究科大 エコラボ大会議室

3 正会員数 29名(定足数10名)

4 出席者数 14名 表決委任者 6名

5 議 事

定款第26条に基づき互選より田路和幸氏を議長に選出した後、議長が通常総会の開会を宣し議事に入った。

審議に先立ち、事務局から同27条に基づく定足数を満たしている旨の報告があり、また議長から議事録署名人の選任について諮り、霜山忠男、田中泰光の両氏が選任された。

(1) 第1号議案 平成25年度事業報告について

議長から、平成25年度事業報告について提案があり、霜山忠男理事から配布資料に基づき、平成25年度事業実績について説明の後、議長から諮り、原案の通り全会一致でこれを承認した。

(2) 第2号議案 平成25年度活動決算について

議長から、平成25年度活動決算について提案があり、霜山忠男理事から配布資料に基づき、平成25年度活動実績について説明の後、議長から諮り、原案の通り全会一致でこれを承認した。

(3) 第3号議案 監査報告について

寺崎敏男監事から、配布資料に基づき、平成25年度における活動計算書、貸借対照表、財産目録及び会計帳簿並びに事業活動について監査した結果、それぞれ適法かつ正確であった旨の報告があり、異議なく全会一致でこれを承認した。

(4) 第4号議案 平成26年度事業計画について

議長から、平成26年度事業計画について提案があり、霜山忠男理事から配布資料に基づき、各事業項目について説明の後、議長から諮り、原案の通り全会一致でこれを承認した。

(5) 第5号議案 平成26年度活動予算について

議長から、平成26年度活動予算について提案があり、霜山忠男理事から配布資料に基づき、各収支科目について説明の後、議長から諮り、原案の通り全会一致でこれを承認した。

(6) 第6号議案 定款変更について

議長から、定款変更について提案があり、事務局から配布資料に基づき、変更理由及び変更箇所について説明の後、議長から諮り、原案の通り全会一致でこれを承認した。

現行 (旧)	変更後 (新)
第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区大町1丁目1番30号に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区に置く。
第14条 理事及び監事は、総会において選任する。	第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。
第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。	第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
第19条 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。	第19条 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
第23条 総会は、次の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (5) 事業報告及び収支決算 (6) 役員の選任、解任及び報酬 (7) 入会金及び会費の額 (8) その他運営に関する重要事項	第23条 総会は、次の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び活動予算 (5) 事業報告及び活動決算 (6) 入会金及び会費の額 (7) その他運営に関する重要事項
第28条	第28条 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
第29条	第29条

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

#### 第30条

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

#### 第32条

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### 第37条

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

#### 第38条

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なけ

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

#### 第30条

(2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### 第32条

(3) 事業計画及び活動予算の変更

(4) 役員を選任、解任及び報酬

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### 第37条

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

#### 第38条

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なけ

<p>ればならない。</p> <p>第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p>2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p> <p>第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項各号に定めるもののうち、総会において定めた他の特定非営利活動法人または大学その他の法人に帰属させるものとする。</p> <p>附則 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。</p>	<p>ればならない。</p> <p>第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。</p> <p>2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。</p> <p>第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p> <p>第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に定めるもののうち、総会において定めたものに帰属させるものとする。</p> <p>附則 1 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。（平成 24 年 8 月 28 日）</p> <p>附則 1 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。（平成 年 月 日）</p>
--	---

(7) 第7号議案 役員人事について

議長から、任期満了に伴う役員の変更について諮り、審議の結果、次の通り全会一致で選任した。

理事 田路和幸（再任）  
 理事 彼谷邦光（再任）  
 理事 霜山忠男（再任）  
 理事 田中泰光（再任）  
 理事 村上ひろみ（再任）  
 理事 寺崎敏男（新任）  
 理事 高橋英志（新任）  
 監事 熊谷功（新任）

（任期：平成26年6月1日～平成28年5月31日）

議長から、以上をもって本日の議事をすべて終了した旨述べ、15時20分閉会し

た。

本通常総会の審議の正確を証するため、議長および議事録署名人の2人が署名押印する。

平成26年5月23日

通常総会議長

田路和幸



議事録署名人

霜山忠男



議事録署名人

田中泰光

